

事務事業マネジメントシート（20年度実績と21年度計画）

21年度予算編成後 平成 21 年 3 月 26 日 作成
20年度決算把握後 平成 21 年 5 月 20 日 作成

事務事業名		自治基本条例策定事業				☒ マニフェスト関連 ☐ 全庁横断課題関連 ☒ 集中改革プラン関連			
総合計画体系	政 策	4	みんな元気で笑顔あふれるまちづくり			所属部	総務企画部	課長名	濱田 善也
	施 策	14	市民参画によるまちづくりの推進			所属課	企画財政課	担当者名	工藤 一伸
	基本事業	42	地域づくり(まちづくり)活動機会の確保			所属班	政策企画班	(内線)	1244
予算科目		会計	款	項	目	事業連番	☐ 20年度で終了 ☐ 21年度から開始		成果優先度評価結果 3 コスト削減優先度評価結果 6
事業期間		☐ 単年度のみ ☐ 単年度繰返(開始年度 年度)		☒ 期間限定複数年度 (H19 ～ H21 年度)					
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)									
【事業の内容】 自治体の憲法と言われる、自治基本条例を策定する事業。 【業務の流れ】 19年度:20年度新規事業事前評価シート及び企画案作成。情報収集作業。 20年度:住民代表で構成される、自治基本条例検討懇話会の設置、提言書にとりまとめる事務、また、市民説明会実施事務。 21年度:草案から原案への検討事務。法令体系の照合・精査検討事務。パブリックコメント実施事務。総合政策審議会への諮問、答申事務。議会上程事務。地区説明会企画実施事務。 【主な予算費目】 報酬、職員手当等、報償費、旅費、役務費									

1 現状把握の部(DO, PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)		21年度計画(21年度に計画している主な活動)(PLAN)	
20年度実績(20年度に行った主な活動)(DO) ・自治基本条例検討懇話会16回開催。提言書提出 ・市民検討会4回開催(活動は、市政座談会事業) ・職員研修4回(課長級以上1回、補佐級以下3回・・・250名参加) ・議会議員研修1回開催		草案から原案への検討事務、法令体系の照合・精査検討事務、パブリックコメント実施事務、総合政策審議会への諮問・答申事務、議会上程事務、地区説明会企画実施事務、検討経過広報事務	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等		⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標)=①の指標 (単位)	
自治基本条例		ア 20:検討懇話会開催回数 回	
		イ 21:草案から原案への検討回数(推進本部、推進部会) 回	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		⑥対象指標(対象の大きさを表す指標)=②の指標 (単位)	
自治能力を高め協働によるまちづくりをすすめるための条例として策定される。		ア 自治基本条例数 件	
		イ	
④ 上位の目的(さらにどんな目的に結び付けるのか)		⑦成果指標(意図の達成度を表す指標)=③の指標 (単位)	
・まちづくりに参加できる場や機会を確保できる		ア 策定計画に基づく進捗割合 %	
		イ	
		⑧上位成果指標(上位目的の達成度を表す指標)=④の指標 (単位)	
		ア 自主的にまちづくりに参画している人数 人	
		イ	

(2) 総事業費・指標等の推移

				単位	18年度 実績(決算)	19年度 実績(決算)	20年度 目標(当初予算)	20年度 実績(決算)	21年度 目標(当初予算)	22年度 (目標)	23年度 (予定)	全体計画 H19 ～ H21 年度	
投入量	事業費	内訳	国庫支出金	千円			1,300	1,000				総 ト ー タ ル コ ス ト	1,000
			都道府県支出金	千円									
			地方債	千円									
			その他	千円									
			繰入金	千円									
			一般財源	千円			17	1,196	366				383
	人件費	正職員従事人数 延べ業務時間 (B)人件費計	(A)事業費計	千円	0	0	1,317	2,196	366	0	0		1,383
			うち指定経費	千円									0
			うち時間外、特殊勤務手当	千円									200
			トータルコスト(A)+(B)	千円	0	139	4,374	11,000	3,709	0	0		7,777
指標	活動指標	対象指標	成果指標	上位成果指標	ア 回		0	10	16	0		目 標 合 計 値 画	
					イ 回		0	0	10				
					ア 件		1	1	1				
					イ 件								
指標	活動指標	対象指標	成果指標	上位成果指標	ア %		0	80	50	100		22 年度	
					イ %								
					ア 人		9500	10000	10500	11000			11000
					イ 人								

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

- ① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
 ・新市建設計画の基本施策「市民が主役、みんなで進めるまちづくり」の中で「市民参加のまちづくり」が設定されており、まちづくり条例の制定への取り組みの推進が明記されている。併せて市長がローカルマニフェストで「自治基本条例」を4年以内に制定しますと明記したことから19年度より開始した。
- ② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？
 ・自治基本条例は、2000年12月に、ニセコ町が制定して以来全国的に制定する自治体が増えているが、住民との協働によるまちづくりが(市町村合併も含め)進む中、今後更に制定する自治体が増えるものと思われる。
 ・熊本県では、昨年度大津町が制定し、近隣の菊陽町及び熊本市が制定に向けた検討を進めている。
 ・平成21年4月16日付けで合志市自治基本条例検討懇話会から「提言書＝懇話会条例草案」が提出された。
- ③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
 ・21年3月議会で、「市長の自治基本条例に対する考えについて」一般質問があった。

事務事業名	自治基本条例策定事業	所属部	総務企画部	所属課	企画財政課
-------	------------	-----	-------	-----	-------

2 評価の部(SEE)＊原則は20年度的事後評価、ただし複数年事業は20年度における途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 ☒ 結びついている ⇒【理由】 意図の「自治能力を高め協働によるまちづくりをすすめるための条例として策定される。」ことにより、結果の「まちづくりに参加できる場や機会を確保できる」に結びつく。
	②公共関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 ☒ 妥当である ⇒【理由】 市長マニフェストであり、総合計画、第1期基本計画の「14市民参画によるまちづくりの推進」の施策の方針に明記され、市が取り組む事業として位置づけてあり、市が行なうのは妥当である。(平成19年10月2日、20年度から予算を伴う事務事業として、20年度新規事業事前評価2次評価会議において採択される。)
	③対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 ☒ 適切である ⇒【理由】 対象、意図とも現状で適切である。
有効性 評価	④成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地がある ⇒【理由】⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】 自治基本条例の制定を、21年12月に予定しており、成果はまだ満たされていないので、成果の向上余地はある。
	⑤廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】21年度計画(21年度に計画している主な活動)(PLAN) ☒ 影響有 ⇒【その内容】 総合計画に基づく、協働のまちづくりを進める上で、市民、議会、行政のまちづくりへの役割分担を明確にし、まちづくりへの参画と権利を保障するための拠り所となる条例の制定が必要であり、廃止、休止は出来ない。
	⑥類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 類似事業はない。 ☒ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 自治基本条例制定後に設置する、自治基本条例検討懇話会委員の報酬、費用弁償、研修・アドバイザーの講師謝金並びに時間外勤務手当であり、必要最小の経費ですすめており、現状ではこれ以上の事業費の削減は難しい。
	⑧人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☒ 削減余地がある ⇒【理由】⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 庁内での検討回数や時間数の短縮や、事務に関わる職員を出来る限り削減することにより、延べ業務時間の削減は可能である。
	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】⇒3評価結果の総括(SEE)に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 協働のまちづくりを進めるための自治条例策定事業であり、条例策定後は全市民を対象(受益)としたまちづくりを進めることにつながるので、公平・公正である。

3 評価結果の総括(SEE)

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	②有効性については、自治基本条例の制定を、21年12月に予定しており、成果はまだ満たされていないので、成果の向上余地はある。 ③効率性については、庁内での検討回数や時間数の短縮や、事務に関わる職員を出来る限り削減することにより、延べ業務時間の削減は可能である。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

(1) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統廃合・連携 ☒ 事業のやり方改善(有効性改善) ☒ 事業のやり方改善(効率性改善) ☐ 事業のやり方改善(公平性改善) ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ・自治基本条例検討懇話会からの提言を受けて、庁内で懇話会が検討した草案を市としての原案に高めていく作業をととして、市民の皆さんや議会議員、市職員へ、自治基本条例の必要性和理解促進を進めていく。	(2) 改革・改善による期待成果(廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上	○			維持				低下			
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上	○																				
	維持																					
	低下																					
(3) 改革, 改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策 ・如何にわかりやすく自治基本条例を広報して行か、その具体的な手段について、早急に検討し、実施に移していくことが必要。																						

5 事務事業貢献度評価結果(施策の統括課長の総括)

(1)目的の直結度	4	(直結度高い 1～3 直結度中 4～6 直結度低い 7～9)
(2)貢献度	6	(貢献度高い 1～3 貢献度中 4～9 貢献度低い 10～12)

合志市